

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

令和七年四月一日